

## 第 31 回 堺市地域公共交通会議

日 時 令和 4 年 12 月 22 日（木）17 時 30 分～18 時 10 分

場 所 堺市役所本館 3 階第 1～3 会議室

出席者 （別紙）

### 配布資料

議事次第

出席者名簿

配席表

- ・ 議事次第
- ・ 出席者名簿
- ・ 配席表

- ・ 資料 1-1 (1) 堺市地域公共交通活性化協議会の分科会とすることについて
- ・ 資料 1-2 堺市地域公共交通会議規約(案)
- ・ 資料 1-3 堺市地域公共交通会議規約 新旧対照表
- ・ 資料 1-4 堺市地域公共交通会議財務規程（案）
- ・ 資料 1-5 堺市地域公共交通会議財務規程 新旧対照表
- ・ 資料 1-6 堺市地域公共交通会議事務局規程(案)
- ・ 資料 1-7 堺市地域公共交通会議事務局規程新旧対照表
- ・ 参考資料 1 地域公共交通計画について
- ・ 参考資料 2 堺市地域公共交通活性化協議会について
- ・ 参考資料 3 堺市地域公共交通活性化協議会規約

### 議事録

#### (1) 堺市地域公共交通活性化協議会の分科会とすることについて

波床会長 それでは、議事次第に従いまして、「(1) 堺市地域公共交通活性化協議会の分科会とすることについて」と「(2) 規約等の改正について」を事務局から説明をお願いします。

事務局（斉藤） 資料 1-1 と 1-2 をご覧下さい。お手元の資料 1-1 の 2 ページ、をご覧下さい。スクリーンにも映しております。初めに「(1) 堺市地域公共交通活性化協議会の分科会とすることについて」説明します。背景としまして、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」が令和 2 年 11 月に改正され、地方公共団体は、「地域にとって望ましい地域旅客サービスの姿」を明らかにする地域公共交通のマスタープランとなる「地域公共交通計画」の作成に努めなければならないとされています。

また、計画の作成及び実施にあたり必要な協議を行うため、住民などの移動ニーズにきめ細かく対応できる立場にある市が中心となって、公共交通事業者、学識経験者、道路管理者、地域公共交通の利用者等からなる組織を設置することができるとされています。そこで、堺市におきましても、「堺市地域公共交通計画」を策定するために、本日令和4年12月22日「堺市地域公共交通活性化協議会」を立ち上げ、協議を進めていくことになりました。参考資料2は、「堺市地域公共交通活性化協議会」の構成員になります。「堺市地域公共交通活性化協議会」ですが、地域の輸送資源を最大限に活用し、市域全体の地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保に向けた計画の作成及び実施にあたり必要な協議を行うものになります。一方、当会議は、道路運送法に基づき、地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様及び運賃・料金等に関する事項について協議を行うものになります。「堺市地域公共交通活性化協議会」と当会議は、公共交通の維持・確保に向けた取組の検討・実施にあたり密接な関係があることから、当会議を「堺市地域公共交通活性化協議会」の分科会としたいと考えています。参考資料3は、「堺市地域公共交通活性化協議会」規約になります。その規約の一部抜粋になりますが、第13条第1項におきまして、専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じ「堺市地域公共交通活性化協議会」に分科会を設置することができるとしております。また、同条第2項において、議決につきましても、分科会の議決をもって「堺市地域公共交通活性化協議会」の議決とすることができるとしております。

次に検討体制について説明します。本日立ち上げられた「堺市地域公共交通活性化協議会」、また、当会議を「堺市地域公共交通活性化協議会」の分科会としてお示ししています。

また、「堺市地域公共交通計画検討庁内委員会」を設置し、都市計画、観光振興、健康、福祉、教育、環境などの多様な分野の庁内関連部局と連携してすすめることとしております。

当会議が「堺市地域公共交通活性化協議会」の分科会とすることによる変更点ですが、「規約の改正」、「事務局規程と財務規程を堺市地域公共交通活性化協議会に一元化することに伴う廃止」、また、「当会議での協議結果について必要な事項を「堺市地域公共交通活性化協議会」に報告すること等です。これまで当会議で取扱ってきました道路運送法に基づく内容は引き続き、当会議で協議をしていくこととなります。

## (2) 規約等の改正について

事務局（斉藤） 引き続き「(2) 規約等の改正について」に説明します。お手元の資料1-1の5ページ、もしくはスクリーンをご覧ください。

主な改正のポイントですが、本会議が「堺市地域公共交通活性化協議会」の分科会となることによる規約等の改正を行うものになります。

資料 1-2、資料 1-3 をご覧ください。資料 1-2 は、堺市地域公共交通会議規約（案）、資料 1-3 はその新旧対照表になります。

主な改正内容ですが、第 11 条第 2 項で、当会議の協議結果について、必要な事項を、「堺市地域公共交通活性化協議会」へ報告するものとし、第 12 条で庶務、第 13 条で財務を「堺市地域公共交通活性化協議会」と一元化することを記載しております。施行日は、令和 5 年 4 月 1 日を予定しております。

資料 1-4、資料 1-5 をご覧ください。資料 1-4 は、財務規程（案）、資料 1-5 はその新旧対照表になります。当会議の財務につきましては、「堺市地域公共交通活性化協議会」と一元化し、会議の財務規程については、廃止とします。施行日は、令和 5 年 3 月 31 日を予定しております。

資料 1-6、資料 1-7 をご覧ください。資料 1-6 は、事務局規程（案）、資料 1-7 はその新旧対照表になります。当会議の庶務につきましては、「堺市地域公共交通活性化協議会」と一元化し、当会議の事務局規程については廃止とします。施行日は、令和 5 年 3 月 31 日を予定しております。なお、「堺市地域公共交通活性化協議会」の財務規程との一元化に伴い、当会議の消耗品、残金等については、「堺市地域公共交通活性化協議会」に移行することとします。

以上、堺市地域公共交通活性化協議会の分科会とすることについて、規約（案）、財務規程（案）、事務局規程（案）、残金等について、ご承認いただきたいと思っております。

波床会長

ありがとうございました。ただいま事務局より説明がございましたが、ご質問等ございませんか。今の説明に関して、わかりにくかったことを説明して欲しいとか質問をいただいて結構かと思っております。地域公共交通活性化協議会ができたので、その分科会となるということで、それに合わせて規程が整合するように改正するという内容かと思っております。

石井委員

石井です。地域公共交通会議は道路運送法によるもので、地域公共交通活性化協議会は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律によるものと根拠法令が違っているのですが、地域公共交通会議が分科会となった場合、協議の内容は大きく変更されますか。

事務局（松下）

ありがとうございます。それぞれの会議の協議の内容について説明します。地域公共交通会議は道路運送法に基づきまして、適切な乗合旅客運送の形態及び運賃料金に関する事項についてこれまで協議を行っていただきました。「堺市地域公共交通活性化協議会」と当会議は、公共交通の維持・確保に向けた取組の検討・実施にあたり密接な関係があると考えています。それぞれ、「道路運送法」と「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づくものであり、いずれが上位というものではなく

それぞれの役割があるにとらまえております。当会議を「堺市地域公共交通活性化協議会」の分科会として規約の改正を提案させていただいておまして、分科会として検討する内容は同じで、議決についてもこれまで通りこの会議でご承認いただいて、法定協議会に報告を考えています。以上です。

石井委員 ありがとうございます。わかりました。

波床会長 基本的には今まで通り。市内のオンデマンドについても地域公共交通会議で扱いまして、それ以外の色々な意見についても、この会議を通じて報告することで議論した内容が残る形になるかと思います。

事務局（松下） これまでも事務局として連携してきたところではありますが、改めて国にこのような建付けをお示しいただきましたので、有効に活用しまして、地域公共交通のよりよい維持・確保に向けたご議論をいただきたいと思っています。

波床会長 ありがとうございます。他にご質問ありませんか。

石井委員 参考資料 2 の堺市地域公共交通活性化協議会の構成員に大阪狭山市が入っていますが、将来的には大阪狭山市も含めて、総合的な交通システムを考えていく予定でしょうか。

波床会長 事務局お願いします。

事務局（松下） 資料に大阪狭山市が入っている理由についてご説明させていただきます。本市と富田林市、和泉市、大阪狭山市、河内長野市を跨るバス路線において、国庫補助受けている路線がありますが、令和 7 年度より国庫補助を受けるには「地域公共交通計画」の作成が条件となっております。富田林市、和泉市及び河内長野市は「地域公共交通計画」を策定予定ですが、大阪狭山市は計画策定の予定がなく、また、本市と大阪狭山市を跨る路線において、大阪狭山市内の停留所は 1 か所ありますので、本市の計画策定に係る法定協議会への大阪狭山市の参画により対応しようとするものになります。以上です。

石井委員 わかりました。ありがとうございます。

波床会長 他にご質問等ございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

（質問等なし）

波床会長 そうしましたら。一つ目の大きなポイントの堺市地域公共交通活性化協議会の分科会とこの会議がなることについて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

波床会長 ありがとうございます。そうしましたら、これにまつわる細かいお話がありまして、改正案がでております。具体的には、第 11 条第 2 項で堺市地域公共交通会議の協議結果について必要な事項を協議会へ報告するということと、庶務と財務を協議会と一元化するという、施行予定日は、令和 5 年 4 月 1 日とすることについて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

波床会長 ありがとうございます。続きまして、財務規程(案)とうことで、協議会と財務が一元化することに伴いまして、規程を廃止。施行予定日は、令和 5 年 3 月 31 日ということについて、よろしいでしょうか。

(異議なし)

波床会長 ありがとうございます。それから、事務局規程(案)ですけれども、協議会と庶務が一元化することで、規程を令和 5 年 3 月 31 日限りで廃止ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

波床会長 ありがとうございます。それからこの会議の残金等については、協議会へ移行ということによろしいでしょうか。

(異議なし)

波床会長 ありがとうございます。それでは、堺市地域公共交通活性化協議会の分科会とすることについて、規約(案)、財務規程(案)、事務局規程(案)、残金等につきまして、この会議で承認することといたします。そうしましたら、今後の進め方について事務局から説明をお願いします。

事務局(斉藤) 当面の進め方について説明します。お手元の資料 1-1 の 6 ページ、もしくはスクリーンをご覧ください。本日、当会議を堺市地域公共交通活性化協議会の分科会とすることについて、規約(案)、財務規程(案)、事務局規程(案)、残金等につきまして、につきまして、ご承認をいただいま

したので、今後、「堺市地域公共交通活性化協議会」へ同内容の報告を行います。「堺市地域公共交通活性化協議会」におきまして、3月上旬に当会議を分科会とすることをご承認をいただきましたら、当会議事務局へ報告いただくという流れになっております。3月下旬ごろ、その報告を委員の皆様にご予定しております。

令和5年度以降の予定ですが、4月1日、当会議が、「堺市地域公共交通活性化協議会」の分科会となり、財務規程と事務局規程が、「堺市地域公共交通活性化協議会」に一元化します。

5月頃に令和4年度の当会議の決算に対する監査の実施し、夏以降に当会議を開催する予定としております。今後、会議の協議結果について必要な事項を堺市地域公共交通活性化協議会へ報告していく、という流れになっております。説明は以上になります。

波床会長 ありがとうございます。ただいま事務局より説明がございましたが、ご質問等ございませんか。

(質問なし)

波床会長 ご意見ご質問、大丈夫でしょうか。ご意見等無いようでしたら、この内容で進めていきたいと思っております。  
本日の案件はすべて終了しました。議論は以上ですが、他にご質問等ございませんか。

小池委員 前回の会議で泉北ニュータウン地域オンデマンドバスについて議論があったかと思いますが、進捗を聞かせてもらえますでしょうか。

事務局（松下） 事務局です。担当部署に取りまとめていただきましたのち、ご説明させていただきます。

澤中委員 泉北ニュータウン地域オンデマンドバスについては担当する部署が違いますので、実験の結果等については、まとまった段階でご報告となるかと思っております。

波床委員 まとまりましたらご報告をお願いします。他、ご意見、ご質問等ございませんか。

石井委員 地域公共交通活性化協議会について、事務局にお尋ねします。参考資料1と参考資料2に関連したことになりますが、参考資料1の下の方に「住民の協力を含む関係者の連携」や「地域特性に応じた多様な交通サービスの組合せ」があるので、活性化協議会の構成員に、福祉部局やスクー

ルバスに関係する教育委員会の方や老人クラブ、障害者団体の方々等にもご参加いただいております。

波床会長 構成員のメンバーを増やしてはどうか、というご意見です。事務局どうぞ。

事務局（松下） 事務局です。ありがとうございます。お手元の資料 1-1 の 3 ページで、検討体制ということでお示しさせていただいております。こういう視点もあった方がいいのではないかとご提案いただきました福祉やスクールバスの関係につきましては、庁内委員会の方で、福祉などの関連部局協議や庁内連携できるような体制にしており、その中で検討していきたいと考えています。以上です。

石井委員 ありがとうございます。

波床会長 他ございませんでしょうか。

（意見、質問等なし）

波床会長 はい、そうしましたら。ご議論いただきましてありがとうございました。会議終わったあとでお気づきの点がありましたら事務局にお知らせいただければ幸いです。以上をもちまして、本日の議事はすべて終了しました。それでは、事務局にお返しいたします。

事務局（松下） ありがとうございます。次回の会議ですが、日程等につきましては、改めてご案内させていただきますのでよろしくお願いいたします。これもちまして第 31 回堺市地域公共交通会議を終了します。本日はありがとうございました。

以上